中添

○ 一、此方儀雑穀等ニて煮炊仕
頻ニ下ゟ帰掛ニ而ハ
難渋仕候間
御通船之節ハ
御米ニ而焼掛ニ
仕度奉存候
尤御米ニ而
焼掛候ハヽ
御米ニ而
御渡し可被
下候

深川永代寺門前町
定右衛門
井右通
きよ

○ 一、此方儀ハ
御米ニ而
焼掛ニ
仕度奉存候
尤御米ニ而
焼掛候ハヽ
御米ニ而
御渡し可被
下候

橋本町壱丁目
市右衛門店
惣右衛門

清蔵
当十四

○ 一、南泉四年二月
船
世話役
清兵衛

一、文政十年十月
深川仲町
岡屋吉兵衛
船稼仲間

取頭ニ商賣

一 地廻リ米問屋
一 両替屋
一 炭ニ薪仲買
一 髪結床
一 八百屋商人

呉服屋　古着屋　古着買　小道具や

古道具や　古鉄屋　古鉄買　二手物屋

一 質屋 茶屋
一 川岸竹木炭ニ薪問屋
一 味噌問屋
一 町番浮役ニ渡請負人

世の中ハむかし井寺依イ四五年前より以前ハ問屋の家の福山

呉服屋もし細工ハ代の太刀かくしなききもの武士のみの流しり

一 寛政八辰年迄二百拾三年ニ成ル

一 寛政八辰年

奥州会津沖田村
百姓 幾平

右之者去ル四三年迄ハ年貢米遣ス[illegible]
之儀ハ所務 作り下ス右幾平家ニ拾申ス先祖代々箱ニ入
[illegible]封印包ミ[illegible]抜き[illegible]銭包[illegible]
[illegible]切落し[illegible]渡[illegible]
[illegible]上幾平[illegible]三百文[illegible]

一 [illegible]為養[illegible]用[illegible]
[illegible]年号

伊藤雪
源氏経利
亀井山三郎
[illegible]